

インターネットにおける個人情報保護と人権 相談事例から見るプライバシー保護の弱点

平成16年3月23日(火)

WEB110.COM 吉川誠司

問題提起

個人情報漏洩とプライバシー侵害は、共に個人情報が本人の望まない形で流通する点においては共通しているが、被害者に及ぼす損害と、加害者に係る法的責任について、両者は全く性質の異なる問題として捉えるべき。

企業からの個人情報漏洩

主たる内容:	基本情報+購買情報
基本情報+購買情報	大量一律
主たる動機:	営利目的、企業に対する嫌がらせ
個人情報の漏洩原因:	社内からの持ち出し
個人情報の漏洩先:	名簿業者
被害者に及ぼす損害:	少
加害者に係る法的責任:	背任、業務妨害、不正アクセス、窃盗、損害賠償
個人情報保護法の関係度:	高

プライバシー侵害

主たる内容:	基本情報+私生活情報
基本情報+購買情報	少量個別
主たる動機:	個人攻撃
個人情報漏洩原因:	知人によるもの
個人情報漏洩先:	掲示板での公開
被害者に及ぼす損害:	中～大
加害者に係る法的責任:	名誉毀損、損害賠償
個人情報保護法との関係度:	低

個人情報漏洩の変則的事例

海外のホテルの宿泊客データ流出

主たる内容:	住所/氏名/電話番号/メールアドレス/カード番号/有効期限
基本情報+購買情報	宿泊予約者670名分
主たる動機:	なし
個人情報の漏洩原因:	ウェブサイトの設計ミス
個人情報の漏洩先:	ロボット検索結果のみ
被害者に及ぼす損害:	大
加害者に係る法的責任:	加害者なし
個人情報保護法の関係度:	高

個人情報漏洩の変則的事例

事例の被害救済に向けての問題点

- ▶ 検索サイトのキャッシュデータ削除が困難
- ▶ 被害者に事実を連絡する上での制約があった
- ▶ 責任の所在が海外法人であるため法的措置が困難

プライバシー侵害の変則的事例

下着オークションサイトによる規約違反会員の個人情報晒し

主たる内容:	ID/氏名/住所/電話番号/携帯番号/生年月日/メールアドレス
基本情報+購買情報	7名分
主たる動機:	見せしめ
個人情報の漏洩原因:	事業者が収集した会員情報
個人情報の漏洩先:	自社サイトでの公開 2ちゃんねる
被害者に及ぼす損害:	大
加害者に係る法的責任:	名誉毀損? 損害賠償
個人情報保護法の関係度:	高

プライバシー侵害の変則的事例

事例の被害救済に向けての問題点

- ▶ オークションサイト運営者の連絡先が不明
- ▶ 2ちゃんねるでのリンク、転載の削除対応
- ▶ 2ちゃんねるでの集団ストーカー化
- ▶ オークションの性質上、被害者が事件を裁判沙汰にしにくい

参考:A社プライバシーポリシー 抜粋

第三項 情報の共有と開示

当サイトは、個人情報販売したり貸し出すことはいたしません。以下の場合には個人情報を開示することがあります。

1. 情報開示や共有について会員の同意がある場合
2. 会員が希望する製品やサービスを提供するために、情報の開示や共有が必要と認められる場合
3. 会員に製品やサービスを提供する目的で、A社からの委託を受けて業務を行う会社が情報を必要とする場合
4. 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
5. A社のサイト上での会員及びユーザーの行為が、利用規約やガイドライン等に反し、A社の権利、財産やサービス等を保護するため、必要と認められる場合
6. 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

参考：2ちゃんねる削除規定

プライバシー保護の観点から気になる条項

▶ 削除対象の転載はおやめください。

書き込まれた場合自己責任として削除には応じません。

▶ 2 c hとの訴訟 / 裁判 / 告訴を準備中または係争中の場合、または、犯罪に関することで警察など外部機関の確認が必要な場合、証拠保全のために管理人裁定以外の削除は行われませんので、ご了承ください。

▶ 郵送や電話やメールなど掲示板以外での依頼は一切受け付けておりません。